

第2編 平素からの備えや予防

第1章 組織・体制の整備等

第1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及び服務基準等の整備を図る必要があることから、以下のとおり、各部課の平素の業務、職員の参集基準等について定める。

1 市の各部課における平素の業務

市の各部課は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、その準備に係る平素の業務を行う

課名	分掌事務
企画総務部危機管理室 (総括部本部班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置の準備の総括 2 国民保護対策本部の体制（緊急連絡等）・資機材等の整備 3 市内における国民保護の準備の総合調整 4 国民保護準備に係る他市町、県、国、消防、県警察、自衛隊との連絡調整 5 警報伝達、避難の指示経由等の体制整備 6 防災行政無線の整備・管理 7 被災情報の収集・提供体制の整備等 8 特殊標章等の交付準備 9 特殊車両の通行許可に要する調査等 10 避難施設指定の協力・集合施設等の指定 11 国民保護に係る備蓄・訓練等 12 生活必需品の給付・確保体制の整備等 13 運送の調査、計画、手配・体制整備等（避難住民） 14 対策拠点（庁舎）・現地対策本部の設置場所等の準備 15 自主防災組織の連絡調整・支援 16 その他各課の事務に属さないこと。
企画総務部秘書広報広聴室 (総務部渉外広報班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護に係る広報・広聴 2 写真等による情報の記録・収集等 3 報道機関との連絡調整
企画総務部人事課 (総務部職員班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 職員の服務、給与、動員、派遣、受入等に関する体制整備 2 職員の活動支援、安否、補償等に関する体制整備
議会事務局 (総務部渉外広報班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市議会に関すること。
財務部財政課・市民税課・資産税課・納税課・債権管理室 (調査部)	<ol style="list-style-type: none"> 1 避難住民の誘導に係る調査、計画体制整備等（高砂・荒井地区）
財務部財政課 (調査部財政班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 国民保護措置関係予算その他財政に関すること。
財務部市民税課 (調査部調査班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 市税・諸収入減免制度等の制定、周知
財務部契約管財課 (調査部調達配送班)	<ol style="list-style-type: none"> 1 運送の調査、計画、手配・体制整備等（物資） 2 物品の調達に係る制度の整備 3 市有財産・車両等の整備・管理 4 用地の確保、土地の使用・提供等に関する調査、体制整備等 5 応急公用負担の体制整備等

課 名	分掌事務
健康文化部文化スポーツ課・市民課・国保医療課・監査公平委員会事務局・選挙管理委員会・農業委員会・健康増進課・工事検査室 (避難応援部)	1 避難住民の誘導に係る調査、計画体制整備等 (米田地区)
健康文化部市民課 (避難応援部避難所応援第1班)	1 安否情報の収集・提供体制の整備等 2 戸籍等の保護体制の整備 3 救援物資の収配体制の整備
健康文化部健康増進課 (避難応援部健康管理班)	1 感染症の予防、対策及び調査、計画、資機材・体制整備等 2 食品衛生、食中毒防止等の体制整備 3 有害物質等の保安体制整備
福祉部障がい・地域福祉課地域福祉係・生活福祉課 (救助部援護班)	1 ボランティアの支援・調整体制の整備 2 赤十字標章等の使用許可申請準備 3 他課に属しない生活支援及び保護 4 義援金の配布体制の整備
福祉部高年介護課・障がい・地域福祉課障がい者支援係 (避難行動要支援者対策班)	1 避難行動要支援者の避難・救援体制の整備 (避難支援プランの策定) 2 避難施設の確保、開設、運営に関する調査、計画、体制整備等
子ども未来部子育て支援室 (救助部避難行動要支援者対策班)	1 保育所等園児の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 保育所等園児の応急保育に関する調査、計画、体制整備等
福祉部人権推進室 (救助部避難行動要支援者対策班)	1 人権擁護体制等の整備、啓発
会計室 (救助部援護班)	1 義援金の収納体制の整備 2 費用の出納の整備
生活環境部環境政策課・産業振興課・計画管理課・業務施設課・健康文化部市民活動推進課 (避難応援部施設第1班・健康文化部)	1 避難住民の誘導に係る調査、計画体制整備等 (伊保地区)
健康文化部文化スポーツ課・市民活動推進課 (避難応援部文化スポーツ班・総務部地域協力班)	1 外国人保護体制の整備 2 自治会組織の連絡調整・支援
生活環境部環境政策課 (生活環境部環境班)	1 火葬等の許可に係る体制整備 2 死体処理、火葬、埋葬の体制整備
生活環境部産業振興課 (生活環境部商工・農林水産班)	1 商工業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 2 観光施設等との連絡調整 3 生活関連物資等の価格安定体制整備 4 農林水産業関係の被害調査・対策に関する体制の整備 5 農道の状況確認・確保・情報提供体制の整備 6 漁港などの状況確認・確保・情報提供等の体制の整備
生活環境部業務施設課・計画管理課 (生活環境部収集処理第1班・計画策定班)	1 廃棄物の処理体制の整備

課 名	分掌事務
生活環境部業務施設課・計画管理課 (生活環境部収集処理第2班・計画策定班)	1 し尿の処理体制の整備 2 トイレ等の確保、提供の調査、計画、体制整備
まちづくり部全課 (応急対策第1部)	1 避難住民の誘導に係る調査、計画体制整備等 (中筋・阿弥陀地区)
まちづくり部管理課・建設課・都市政策課 (応急対策第1部土木班)	1 ライフライン (電気、ガス、電話) の確保に関する体制整備等 2 武力攻撃災害の応急復旧、復旧等に関する調査、計画、資機材・体制等の整備 3 市街地に関する体制整備等 4 公共土木施設等の状況把握、対策に関する調査、体制整備等 5 危険箇所、支障となる工作物の除去等に関する調査、体制整備等 6 土木資機材等の手配に関する調査、計画、体制整備等 7 建設業組合との連絡調整 8 河川・海岸漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備
まちづくり部建築指導課 (応急対策第1部住宅班)	1 応急仮設住宅等の手配・建設・供与体制整備 2 被災者住宅再建支援制度等の整備 3 市営住宅の調査・提供・応急復旧準備 4 応急仮設住宅用資材、応急復旧資材等の調達体制整備 5 建築の制限、緩和等に関する体制整備等
治水対策室全課・上下水道部下水道工務課・下水道施設課 (応急対策第2部)	1 避難住民の誘導に係る調査、計画体制整備等 (曾根地区)
治水対策室全課 (応急対策第2部応急対策第1班)	1 道路 (農道を除く)、港湾などの状況確認・確保・情報提供等の体制の整備 2 市街地、河川、海岸施設等の状況把握、対策に関する体制整備等 3 河川・海岸漂流物等に関する情報収集・保管・対処等の体制整備
上下水道部下水道施設課 (応急対策第2部応急対策第3班)	1 下水道の被害調査・応急復旧の整備等
上下水道部総務課・経営課・配水課・浄水課 (水道部)	1 避難住民の誘導に係る調査、計画体制整備等 (北浜地区)
上下水道部配水課・浄水課 (水道部事業班・施設班)	1 ライフライン (上水道) の確保に関する体制整備等
市民病院総務課・医事課 (医療部救護班)	1 医薬品・衛生材料・資機材・施設等に関する体制整備 2 他の医療機関との連絡応援に関する体制の整備等 3 負傷者等の収容及び医事手続に関する体制の整備
市民病院医務局/看護局 (医療部医療班)	1 医療・助産 (人員等) に関する体制整備
教育部教育総務課・学務課・未来戦略推進室 (避難対策部総務班)	1 市立学校への警報等の伝達体制整備等 2 避難施設・集合施設等の管理・連絡調整 3 避難施設・集合施設等の開設・運営体制整備等 (避難所運営マニュアルの策定)
教育部生涯学習課 (避難対策部総務班)	1 文教施設等の状況把握、対策、提供に関する調査、体制整備等
教育部学校教育課 (避難対策部教育班)	1 児童生徒等の避難、救援等に関する調査、計画、体制整備等 2 児童生徒等の応急教育に関する調査、計画、体制整備等
教育部教育センター (避難対策部総務班)	1 文化財の調査・保護準備

消防部本部全課（消防団含む）（消防部）	1 武力攻撃災害対処の計画、体制・資機材整備、訓練など 2 避難住民の誘導の計画、体制・資機材整備、訓練など
その他の課	1 各課の調査、計画作成への協力及び応援体制の整備等

2 市職員の参集基準等

(1) 初動体制の整備

① 職員の迅速な確保

市は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合の初動対応に万全を期するため、武力攻撃事態等に対処するために必要な職員を迅速に確保できる体制を整備する。

② 24時間監視・即応体制の確立

市は、武力攻撃等が発生した場合において、事態の推移に応じて速やかに対応する必要があるため、要員による待機体制を実施し、24時間即応可能な体制を確保する。また、緊急事態の発生に備え、夜間・休日における宿直及び消防本部から国民保護担当職員への連絡体制の整備・充実に努める。

③ 職員への連絡手段の確保

市の国民保護担当指定要員及び本部員、各部指定要員、本部班の要員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。

また、本部員、各部・班の連絡網は、年度当初に作成し、通報をより確実なものにするため、複数の連絡手段を登録するよう努める。

④ 参集が困難な場合の対応

市対策本部員等が、交通の途絶、職員の被災などにより参集が困難な場合等も想定し、あらかじめ、参集予定職員の次席の職員か市庁舎の近隣に居住する職員を代替職員として参集させるなど、事態の状況に応じた職員の参集手段を確保する。

(2) 市の体制及び職員の参集基準等

市は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるための体制を整備するとともに、その参集基準を定める。

その際、市長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(3) 交代要員等の確保

市は、防災に関する体制を活用しつつ、市国民保護対策本部（以下「市対策本部」という。）を設置した場合においてその機能が確保されるよう、以下の項目について定める。

- 交代要員の確保その他職員の配置
- 食料、燃料等の備蓄
- 自家発電設備の確保
- 仮眠設備等の確保 等

(4) 消防機関の体制

① 消防本部における体制

消防本部は、市における参集基準等と同様に、消防本部における初動体制を整備

するとともに、職員の参集基準を定める。その際、市は、消防本部における24時間体制の状況を踏まえ、特に初動時における消防本部との緊密な連携を図り、一体的な国民保護措置が実施できる体制を整備する。

② 消防団の充実・活性化の推進等

市は、消防団が避難住民の誘導等に重要な役割を担うことにかんがみ、県と連携し、地域住民の消防団への参加促進、消防団に係る広報活動、全国の先進事例の情報提供、施設及び設備の整備の支援等の取組みを積極的に行い、消防団の充実・活性化を図る。また、市は、県と連携し、消防団に対する国民保護措置についての研修を実施するとともに、国民保護措置についての訓練に消防団を参加させるよう配慮する。

さらに、市は、消防本部における参集基準等を参考に、消防団員の参集基準を定める。

3 国民の権利利益の救済に係る手続等

(1) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、武力攻撃事態等の認定があった場合には、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続を迅速に処理するため、国民からの問い合わせに対応するための総合的な窓口を開設し、手続項目ごとに、以下のとおり担当課を定める。

また、必要に応じ外部の専門家等の協力を得ることなどにより、国民の権利利益の救済のため迅速に対応する。

【国民の権利利益の救済に係る手続項目一覧】

		担 当 課
損失補償 (法第159条第1項)	特定物資の収用に関する事。 (法第81条第2項)	契約管財課
	特定物資の保管命令に関する事。 (法第81条第3項)	
	土地等の使用に関する事。 (法第82条)	
	応急公用負担に関する事。 (法第113条第1項・5項)	
損害補償 (法第160条)	国民への協力要請によるもの (法第70条第1・3項、80条第1項、115条第1項、123条第1項)	人事課
不服申立てに関する事。 (法第6条、175条)		総務課
訴訟に関する事。 (法第6条、175条)		

(2) 国民の権利利益に関する文書の保存

市は、国民の権利利益の救済の手続に関連する文書（公用令書の写し、協力の要請日時、場所、協力者、要請者、内容等を記した書類等）を、高砂市文書取扱規程の定めるところにより、適切に保存する。また、国民の権利利益の救済を確実にを行うため、武力攻撃災害による当該文書の逸失等を防ぐために、安全な場所に確実に保管する等の配慮を行う。

市は、これらの手続に関連する文書について、武力攻撃事態等が継続している場合及び国民保護措置に関して不服申立て又は訴訟が提起されている場合には保存期間を延長する。

第2 関係機関との連携体制の整備

市は、国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、以下のとおり、関係機関との連携体制整備のあり方について定める。

1 基本的考え方

(1) 防災のための連携体制の活用

市は、武力攻撃事態等への効果的かつ迅速な対処ができるよう、防災のための連携体制も活用し、関係機関との連携体制を整備する。

(2) 関係機関の計画との整合性の確保

市は、国、県、他の市町、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の関係機関の連絡先を把握するとともに、関係機関が作成する国民保護計画及び国民保護業務計画との整合性の確保を図る。

(3) 関係機関相互の意思疎通

市は、迅速かつ的確な国民保護措置の実施に資するため、平素から関係機関による意見交換の場を設けること等により、関係機関との意思疎通を図る。

2 県との連携

(1) 県の連絡先の把握等

市は、緊急時に連絡すべき県の連絡先及び担当部署（担当部局名、所在地、電話（FAX）番号、メールアドレス等）について把握するとともに、定期的に更新を行い、国民保護措置の実施の要請等が円滑に実施できるよう、県と必要な連携を図る。

(2) 県との情報共有

警報の内容、経路や運送手段等の避難、救援の方法等に関し、県との間で緊密な情報の共有を図る。

(3) 市国民保護計画の県への協議

市は、県との国民保護計画の協議を通じて、県の行う国民保護措置と市の行う国民保護措置との整合性の確保を図る。

(4) 県警察との連携

市長は、自らが管理する道路について、武力攻撃事態において、道路の通行禁止措置等に関する情報を道路利用者に積極的に提供できるよう、県警察と必要な連携を図る。

3 近接市町との連携

(1) 近接市町との連携

市は、近接市町の連絡先、担当部署等に関する最新の情報を常に把握するとともに、近接市町相互の国民保護計画の内容について協議する機会を設けることや、防災に関し締結されている市町間の相互応援協定等について必要な見直しを行うこと等により、武力攻撃災害の防御、避難の実施体制、物資及び資材の供給体制等における近接市町相互間の連携を図る。

この場合において、防災のために締結されている相互応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	構成市町
東播磨及び北播磨地域災害時における広域相互応援協定	平成13年10月1日	東・北播磨地域各市町
災害時相互応援協定	平成10年1月17日	姫路市
兵庫県水道災害相互応援に関する協定	平成10年3月16日	兵庫県下各市町等
兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定	平成17年9月1日	兵庫県及び県内各市町等
兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定	平成18年11月1日	兵庫県及び県内各市町
市町村広域災害ネットワーク災害時相互応援に関する協定	平成21年1月13日	大阪府泉大津市・滋賀県野洲市・京都府八幡市・奈良県大和郡山市・和歌山県橋本市・高知県香南市・福岡県行橋市・苅田町・岡山県玉野市・愛知県刈谷市・岐阜県可児市・三重県亀山市・島根県益田市・宮崎県日向市・静岡県磐田市・佐賀県神崎市・山口県柳井市・山梨県甲府市・愛媛県四国中央市・鹿児島県阿久根市・茨城県那珂市
播磨広域防災連携協定	平成24年8月30日	播磨地域12市9町

(2) 消防機関の連携体制の整備

市は、消防機関の活動が円滑に行われるよう、近接市町の消防機関との応援体制の整備を図るとともに、必要により既存の消防応援協定等の見直しを行うこと等により、消防機関相互の連携を図る。また、消防機関のNBC対応可能部隊数やNBC対応資機材の保有状況を相互に把握し、相互応援体制の整備を図る。

なお、消防応援協定等の内容に関し、必要な見直し等を行ったときは、県に情報

提供を行う。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	構成市町
兵庫県広域消防相互応援協定	平成18年9月1日	兵庫県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合

4 指定公共機関等との連携

(1) 指定公共機関等の連絡先の把握

市は、区域内の指定公共機関等との緊密な連携を図るとともに、指定公共機関等の連絡先、担当部署等について最新の情報を常に把握しておく。

(2) 医療機関との連携

市は、事態発生時に医療機関の活動が速やかに行われるよう消防機関とともに、災害拠点病院、救命救急センター、医師会等との連絡体制を確認するとともに平素からの意見交換や訓練を通じて、緊急時の医療ネットワークと広域的な連携を図る。

また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。

【参考：防災のための相互応援協定一覧】

協定名称	締結日	構成病院
兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定	平成8年1月16日	兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院

(3) 関係機関との協定の締結等

市は、関係機関から物資及び資材の供給並びに避難住民の運送等について必要な協力が得られるよう、防災のために締結されている協定の見直しを行うなど、防災に準じた必要な連携体制の整備を図る。

また、市は、区域内の事業所における防災対策への取組みに支援を行うとともに、民間企業の有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

【関係機関との協定一覧】

協定名称	締結日	相手方
緊急時における生活物資確保に関する協定	平成8年1月16日	生活協同組合コープこうべ
災害時における防災活動及び平常時における防災活動への協力に関する協定	平成18年7月1日	イオンリテール(株)西日本カンパニー 高砂北部開発(株) 高砂商業振興(株)
防災活動への協力に関する協定書	平成18年12月1日	マックスバリュ西日本(株)
災害時におけるヘリコプター用地の一時使用に関する協定	平成8年6月4日	(株)カネカ

災害における緊急放送の協力に関する協定書	平成19年9月1日	BAN-BANネットワークス(株)
避難所に関する覚書	平成17年8月10日	市内18自治会
災害時における飲料の提供及び防犯協力に関する協定	平成20年12月24日	コカ・コーラウエスト(株)
災害における避難所提供に関する協定	平成21年12月24日	(株)石原商店 (Oホテル高砂)
災害における飲料の提供及び防犯協力に関する協定	平成21年12月25日	サントリーフーズ(株)
災害における応急対策等に関する協定	平成22年3月31日	兵庫県自動車整備振興会加古川支部
災害支援ボランティア活動に関する協定	平成22年4月1日	高砂市社会福祉協議会
災害における応急活動に関する協定	平成22年8月30日	登録・指定給水工事登録業者19社
災害における応急対策等の協力に関する協定	平成23年2月4日	(社)兵庫県建設業協会加印支部
災害における支援協力に関する協定	平成24年5月2日	兵庫県石油商業組合加古川高砂支部
災害におけるLPガスの供給に関する協定	平成24年10月29日	(一社)兵庫県LPガス協会加印支部
災害における応急復旧等業務の応援に関する協定	平成24年11月1日	第一環境(株)兵庫支店
播磨広域連携協議会と日本郵便(株)との連携・協力に関する協定	平成25年5月31日	日本郵便(株)近畿支社
海拔表示付き電柱広告に関する協定	平成25年10月18日	関電サービス(株)
津波発生時における一時避難所施設としての使用に関する協定	平成26年1月27日	セフレ高砂管理組合等
災害時における電気設備等の復旧の協力に関する協定	平成26年2月4日	兵庫県電気工事工業組合加古川支部
福祉避難所の指定に関する協定	平成26年11月5日	市内の社会福祉法人等
災害時における畳の提供に関する協定	平成27年6月30日	5日で5000枚の約束。プロジェクト実行委員会
災害時における支援協力に関する協定	平成27年12月16日	(株)ハローズ
災害時における避難所設営用物資に関する協定	平成27年12月16日	釜谷紙業(株)

災害に係る情報発信等に関する協定	平成 28 年 4 月 5 日	ヤフー株式会社
災害時における地図製品等の供給等に関する協定	平成 28 年 5 月 1 日	株式会社ゼンリン
大規模災害時における被災者支援協力に関する協定	平成 28 年 7 月 13 日	兵庫県行政書士会
災害時におけるダンボール製品の提供に関する協定	平成 29 年 8 月 18 日	釜谷紙業(株)・セツカートン(株)
災害時等における無人航空機の運用に関する協定	平成 29 年 8 月 31 日	ハリマニックス(株)
防災情報等の提供に関する協定	平成 29 年 11 月 29 日	ファーストメディア(株)
災害時における物資の緊急輸送及び物資受入・配送拠点の運営時に関する協定	平成 30 年 5 月 14 日	兵庫県トラック協会東播支部
災害時における支援協力に関する協定	平成 30 年 5 月 14 日	(一社)全日本冠婚葬祭互助協会
災害時における非常無線通信の協力に関する協定	平成 30 年 5 月 14 日	高砂アマチュア無線非常通信協力会
災害時におけるレンタル資機材の提供に関する協定	令和元年 5 月 10 日	(株)カンキ 山喜産業(株) 西尾レントオール(株)

第3 国民に期待される取組等

国民保護措置の円滑な実施のため国民に期待される取組や国民との連携等について示す。

1 国民に期待される取組

迅速かつ的確に国民保護措置が実施されるよう、国民には、次のような取組が自主的、自発的に行われることが期待される。

(1) 住民及び自治会、婦人会等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 各家庭において水及び食料を備蓄するとともに、医薬品や携帯ラジオ等の非常持ち出し品を準備しておく。
- イ 怪我などに対する応急処置等に関する知識を身につける。
- ウ 家族が離ればなれになったとき等に備えて、あらかじめ、連絡先や集合場所を決めておく。
- エ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を確認しておく。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 警報をはじめ、テレビ、ラジオ等により情報収集に努める。
- イ 避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ 自治会、婦人会等は、市からの警報等の情報を連絡する。
- エ 避難に当たっては、できる限り、自治会等の単位で行動する。

(2) 自主防災組織に期待される取組

① 平素における取組

- ア 情報伝達、消火、救助等の活動を行うための資機材を整備する。
- イ 市と連携して、個人情報の取扱いに注意しつつ、地域の高齢者、障がい者等の所在を把握して、警報等の伝達方法を定めておく。
- ウ 地域における危険箇所を把握しておく。
- エ 市や消防と連携して、訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を住民に伝達する。
- イ 地域の住民の安否確認を行う。
- ウ 市や消防と連携して、避難住民を誘導する。

(3) 事業所等に期待される取組

① 平素における取組

- ア 事業所内において水及び食料等を備蓄する。
- イ 事業所内における危険箇所を把握する。
- ウ 最寄りの避難施設とそこまでの経路を周知するとともに、事業所内における避難計画を定めておく。
- エ 消防と連携して、事業所内における避難や消火の訓練を実施する。

② 武力攻撃事態等における取組

- ア 市からの警報等の情報を従業員や顧客等に伝達する。
- イ 従業員により、顧客等の避難誘導を行う。
- ウ 従業員等の安否確認を行う。
- エ 避難に当たっては、できる限り、事業所等の単位で行動する。

2 国民との連携

(1) 住民との連携

市は、住民に対し、共助意識のある地域コミュニティが形成されるよう、自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動への支援に努める。

(2) 企業・団体との連携

市は、事業所等における防災対策への取組に対する支援に努めるとともに、民間企業が有する広範な人的・物的ネットワークとの連携の確保を図る。

また、国民保護措置を適切かつ迅速に実施するためには、公共的団体の幅広い協力を得ることが重要であることから、市は、社会福祉協議会等の社会事業団体、農業協同組合等の経済団体等、災害救援活動を行うNPO法人等との連携に努める。

3 自主防災組織に対する支援（国民保護法第4条第3項）

市は、自主防災組織の核となるリーダーに対しての研修等を通じて自主防災組織の活性化を推進するとともに、国民保護措置についての訓練の実施を促進し、自主防災組織が行う消火、救助、救援等のための施設及び設備の充実を支援する。また、市は、自主防災組織相互間の連携、自主防災組織と消防団との間の連携が図られるよう努める。

(1) 啓発資料の作成

(2) 各種講演会・懇談会等の実施

(3) 情報の提供

(4) 各コミュニティへの個別指導・助言

(5) 各コミュニティの訓練・研修会の実施

(6) 顕彰制度の活用

(7) 活動拠点施設の整備

(8) 自主防災組織リーダーに対する国民保護措置についての知識の普及

- ① 自主防災組織のリーダーマニュアルを作成し、活動内容等の知識の普及を図るとともに、組織自体の強化推進に努める。
- ② ハザードマップ、防災パンフレットの作成・配布を通じ、地域の実態を把握し、地域特性に応じた対策の検討を進める。
- ③ 国民保護関係機関等の協力を得て、自主防災組織リーダー研修会、講演会及び施設見学等により、国民保護措置に対する知識の普及を図るとともに、自主防災組織リーダー間の交流促進を図る。

(9) 高砂市自主防災組織補助金交付要綱により、設立・運営・活動の補助金を交付し育成を図る。

4 ボランティア活動への支援（国民保護法第4条第3項）

市は、武力攻撃災害が発生し救援活動が長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、防災のための連携体制を踏まえ、日本赤十字社、高砂市社会福祉協議会・ひょうごボランタリープラザ、その他のボランティア関係団体等（高砂ボランティア連絡会等）との連携を図り、避難所における救援等のボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備に努める。

なお、ひょうごボランタリープラザは、県民ボランタリー活動の全県的支援拠点として、地域支援拠点や中間支援組織とのネットワークや情報の提供等の支援事業を展開することとされている。

(1) ボランティア活動支援拠点の整備

平常時における各種ボランティア活動が災害時にも活かされるとの考え方のもとに、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体（高砂ボランティア連絡会等）と連携を図りながら、ボランティア活動支援拠点の整備に努める。（福祉保健センター）

(2) 災害ボランティア活動の条件整備

災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体（高砂ボランティア連絡会等）と連携を図りながら、次のような条件整備に努める。

- ① 災害に係るボランティア・コーディネーターの養成
- ② ボランティア用活動マニュアルの作成
- ③ ボランティアのネットワーク化
- ④ ボランティア活動拠点の整備
- ⑤ ボランティア活動資機材の整備

第4 通信の確保

市は、武力攻撃事態等において国民保護措置を的確かつ迅速に実施するためには、非常通信体制の整備等による通信の確保が重要であることから、以下のとおり、非常通信体制の整備等について定める。

1 非常通信体制の整備

(1) 非常通信体制の充実強化

市は、武力攻撃事態等において加入電話及び携帯電話が使用できない場合で、他の有線通信を利用することができないとき又は利用することが著しく困難なときに対処するため、近畿地方非常通信協議会の活動を通じて、非常通信体制の整備充実に努める。

(2) 非常通信体制の確保に当たっての留意事項

市は、武力攻撃災害発生時においても情報の収集、提供を確実にを行うため、情報伝達ルートが多ルート化や停電等に備えて非常用電源の確保を図るなど、情報収集、連絡体制の整備に努める。

また、非常通信体制の確保に当たっては、自然災害時において確保している通信手段を活用するとともに、以下の事項に十分留意し、その運営・管理、整備等を行う。

施設・設備面	非常通信設備等の情報通信手段の施設について、非常通信の取扱いや機器の操作の習熟を含めた管理・運用体制の構築を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、複数の情報伝達手段の整備（有線・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化等）、関連機器装置の二重化等の障害発生時における情報収集体制の整備を図る。
	無線通信ネットワークの整備・拡充の推進及び相互接続等によるネットワーク間の連携を図る。
	被災現場の状況をヘリコプターテレビ電送システム等により収集し、県対策本部等に伝送する画像伝送無線システムの構築に努める。
運用面	武力攻撃災害時において確実な利用ができるよう、国民保護措置の実施に必要な非常通信設備を定期的に総点検する。
	夜間・休日の場合等における体制を確保するとともに、平素から情報の収集・連絡体制の整備を図る。
	武力攻撃災害による被害を受けた場合に備え、通信輻輳時及び途絶時並びに庁舎への電源供給が絶たれた場合を想定した、非常用電源を利用した関係機関との実践的通信訓練の実施を図る。
	通信訓練を行うに当たっては、地理的条件や交通事情等を想定し、実施時間や電源の確保等の条件を設定した上で、地域住民への情報の伝達、避難先施設との間の通信の確保等に関する訓練を行うものとし、訓練終了後に評価を行い、必要に応じ体制等の改善を行う。
	無線通信系の通信輻輳時の混信等の対策に十分留意し、武力攻撃事態等非常時における運用計画を定めるとともに、関係機関との間で携帯電話等の電気通信事業用移動通信及び防災行政無線、消防救急無線等の業務用移動通信を活用した運用方法等についての十分な調整を図る。
	電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等の効果的な活用を図る。
運用面	担当職員の役割・責任の明確化等を図るとともに、職員担当者が被害を受けた場合に備え、円滑に他の職員が代行できるような体制の構築を図る。
	住民に情報を提供するに当たっては、防災行政無線、広報車両等を活用するとともに、高齢者、障がい者、外国人その他の情報の伝達に際し援護を要する者及びその他通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対しても情報を伝達できるよう必要な検討を行い、体制の整備を図る。

2 情報通信機器等の活用

(1) フェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）

市は、的確かつ迅速に国民保護措置を実施するため、関係機関相互の情報収集、伝達等においては、県、他市町、消防本部、警察本部・警察署、自衛隊、管区海上保安本部、県関係機関、ライフライン事業者等の各防災関係機関を結ぶフェニックス防災システム（災害対応総合情報ネットワークシステム）を活用する。

ア 構成（平成31年4月1日現在）

計306台

〔県庁関係課室、各県民局、県民センター、県関係地方機関、市町、消防本部、
県警察本部、警察署、自衛隊、国（海上保安庁等）、ライフライン事業者等〕

イ 主な機能

名称	武力攻撃事態等において活用する機能
情報収集システム	<ul style="list-style-type: none"> ・市町、消防、警察等から災害情報を入手 ・ヘリテレの映像を入手 ・神戸市、尼崎市、西宮市、姫路市、加古川市、明石市、芦屋市、高砂市、宍粟市から高所監視カメラの映像を入手
危機管理システム	<ul style="list-style-type: none"> ・ポップアップシステム ・活動状況をデータベースとして記録・管理 ・物資情報を管理
災害情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・被害・活動状況の報告・共有
地理情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・被害状況等を防災端末から入力 ・災害情報システム、映像情報システム等とリンクし、地図上で各種データ（被害詳細、画像等）を検索・表示
映像・文字情報システム	<ul style="list-style-type: none"> ・大型ディスプレイ等に各種映像を表示 ・各種防災情報・地図等を表示
ネットワークシステム	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫情報ハイウェイ、県庁WAN、光専用線、IDS N回線により、県地方機関、市町・消防本部等を結ぶ
バックアップセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・県立広域防災センターにバックアップセンターを設置し、主サーバーに障害が発生した場合に、被害予測、危機管理システム等の重要機能を代替
災害対応支援システム	<ul style="list-style-type: none"> ・活動ガイダンス機能、データベース機能により、初動対応や意思決定等を支援する。

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク

（兵庫県防災行政無線）

市は、衛星通信にISDNや移動系用の地上無線を組み合わせた複合ネットワークで、音声、ファクシミリ、データ、画像などのさまざまな種類の情報を的確かつ

迅速に伝送することができる兵庫衛星通信ネットワークを活用する。

衛星系

ア 構成（平成31年4月1日現在）

計75局

〔 県庁局1局、広域防災センター局1局、市町・消防本部60局（うち併設局5局）、防災関係機関局9局、平面可搬局3局 〕

全国の地方公共団体等を結ぶ地域衛星通信ネットワークに加入していることにより、消防庁、東京事務所、各都道府県との通話が可能。

イ 機能

- ・一斉FAX、個別音声通話、個別FAX
- ・映像情報伝送

(3) フェニックス防災システム及び兵庫衛星通信ネットワーク設置場所

設置場所		地球局番号	衛星電話交換台	衛星ファクシミリ
高砂市役所 (危機管理室)	荒井町千鳥1丁目1番1号	216	52	61
高砂市消防本部	伊保4丁目553番地の1	764	43	62

(4) 高砂市防災行政無線

① 移動系の導入・整備

庁舎に設置された基地局と移動局（車載・携帯）との間で、災害時の情報収集や行政事務用に活用するため、追加導入・整備（デジタル化）を検討する。

所有者	所在地	呼出符号	周波数	出力	電話
高砂市 1 危機管理室 2 水道事業所	荒井町千鳥 1-1-1	たかさごし (3基) (12基)	MHz 153.73	5W 5W	442-2101

② 固定系の整備充実

庁舎に設置された親局から、地域に設置した屋外受信機と屋内受信機へ、一斉・地区別・個別の放送が可能であるため、現在の台数を増やす他、デジタル化を検討する等の整備充実を図る。また、屋内受信機（簡易型）の研究をし、普及を図るよう努める。

所有者	所在地	子局	電波の型式及び周波数	出力
高砂市 企画総務部	・送受信所（親局） 荒井町千鳥1-1-1（防災センター） ・第1通信所（遠隔制御装置） （本庁2階） ・第2通信所（遠隔制御装置） 伊保4-553-1（消防本部）	63局 （屋外拡声子局） 風水害編付録26 参照	16KOF2D 16KOF3E 68.595 MHz	5W

	・地区遠隔制御装置 (各公民館7箇所)			
--	------------------------	--	--	--

(5) 全国瞬時警報システム (Jアラート)

市は、弾道ミサイル情報等、対処に時間的余裕のない事態に関する情報については、国から住民まで瞬時に伝達するシステムである全国瞬時警報システム (Jアラート) により伝達される。なお、情報伝達手段については、携帯電話等に配信される緊急速報メール、高砂市防災行政無線等多重化を推進し、住民へ迅速かつ確実に情報を伝達する。

(6) 緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)

総合行政ネットワーク (LGWAN) を利用した、緊急情報の双方向通信システムである、「緊急情報ネットワークシステム」(Em-Net) の安定使用を図り、国 (内閣官房) からの国民保護関連情報を収集する。

(7) 消防・救急無線

消防本部と消防車・救急車間等で消防・救急活動の情報伝達、指揮、連絡等を行うための無線。

所有者	所在地	呼出符号	出力	電話
高砂市消防本部	伊保4丁目 553-1	基地局(1基) たかしょうほんぶ	10W	448-0119
		移動局 車載型(18基) たかしょう 1~4・6~13・15・ 16・51~54	5W	
		携帯型(18基) たかしょう 201~218	1W	
		可搬型(1基) たかしょう 80	5W	

(8) 通信事業者回線等

市は、指定公共機関である電気通信業者の専用線等を、効果的に活用する。

① 災害時優先電話

災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用するよう検討する。

(9) 無線系通信

① NTT西日本無線通信設備等

市及び関係機関等は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図るものとする。

ア 孤立防止対策用衛星電話

県内の公共機関や学校等のうち、必要と考えられる箇所に設置している。

イ 移動無線局

移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図るものとする。

第5 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態等において、国民保護措置に関する情報提供、警報の内容の通知及び伝達、被災情報の収集・報告、安否情報の収集・整理等を行うために必要な情報収集・提供等の体制整備について以下のとおり定める。

1 基本的考え方

(1) 情報収集・提供のための体制の整備

市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。

(2) 情報の共有

市は、国民保護措置の実施のため必要な情報の収集、蓄積及び更新に努めるとともに、これらの情報が関係機関により円滑に利用されるよう、情報セキュリティー等に留意しながらデータベース化等に努める。

(3) 住民に対する情報伝達手段の整備

市は、武力攻撃事態等における住民に対する情報伝達手段として、防災行政無線及び広報車・宣伝車等の拡声装置の利用のみならず、CATV、コミュニティFM放送等のメディアを活用したり、アマチュア無線等の情報ボランティアの協力を得るなどして、多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

また、市は、携帯電話のメール機能を利用し、災害時等に緊急情報（地震情報、津波情報、気象情報）や避難情報を発信する「防災ネットたかさご」を運用しており、武力攻撃事態等においてもこれを活用し、住民への適切な情報伝達に努める。

2 警報等の伝達に必要な準備

(1) 警報の伝達体制の整備

市は、知事から警報の内容の通知があった場合の住民及び関係団体への伝達方法等についてあらかじめ定めておくとともに、住民及び関係団体に伝達方法等の理解が行き渡るよう事前に説明や周知を図る。この場合において、民生委員や社会福祉協議会、国際交流協会等との協力体制を構築するなど、高齢者、障がい者、外国人等に対する伝達に配慮する。（その際、民生委員や社会福祉協議会との十分な協議の上、その役割を考える必要がある。）

(2) 県警察との連携

市は、武力攻撃事態等において、住民に対する警報の内容の伝達が的確かつ迅速に行われるよう、県警察、との協力体制を構築する。また、必要に応じて海上保安

部等との協力体制を構築する。

(3) 国民保護に係るサイレンの住民への周知

国民保護に係るサイレン音（「国民保護に係る警報のサイレンについて」平成17年7月6日付消防運第17号国民保護運用室長通知）については、訓練等の様々な機会を活用して住民に十分な周知を図る。（平成18年4月 防災行政無線に音源取込済）

(4) 大規模集客施設等に対する警報の伝達のための準備

市は、県から警報の内容の通知を受けたときに市長が迅速に警報の内容の伝達を行うこととなる区域内に所在する学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設について、県との役割分担も考慮して定める。

(5) 民間事業者からの協力の確保

市は、県と連携して、特に昼間人口の多い地域における「共助」の活動の実施が期待される民間事業者が、警報の内容の伝達や住民の避難誘導等を主体的に実施できるよう、各種の取組みを推進する。

その際、先進的な事業者の取組みをPRすること等により、協力が得られやすくなるような環境の整備に努める。

3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備

(1) 安否情報の種類及び報告様式

市は、避難住民及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民の安否情報（以下参照）に関して、武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（以下「安否情報省令」という。）第2条に規定する様式第3号の安否情報報告書の様式により、県に報告する。

【収集・報告すべき情報】

- | |
|---|
| 1 避難住民（負傷した住民も同様） |
| ① 氏名 |
| ② フリガナ |
| ③ 出生の年月日 |
| ④ 男女の別 |
| ⑤ 住所 |
| ⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。） |
| ⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。） |
| ⑧ 負傷（疾病）の該当 |
| ⑨ 負傷又は疾病の状況 |
| ⑩ 現在の居所 |
| ⑪ 連絡先その他必要情報 |
| ⑫ 親族・同居者への回答の希望 |

- ⑬ 知人への回答の希望
 - ⑭ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意
- 2 死亡した住民
(上記①～⑦に加えて)
- ⑧ 死亡の日時、場所及び状況
 - ⑨ 死体が安置されている場所
 - ⑩ 連絡先その他必要情報
 - ⑪ 親族・同居者・知人以外の者への回答又は公表の同意

(2) 安否情報収集のための体制整備

市は、収集した安否情報を円滑に整理、報告及び提供することができるよう、あらかじめ、市における安否情報の整理担当者及び安否情報の回答責任者等を定めるとともに、職員に対し、必要な研修・訓練を行う。また、県の安否情報収集体制（担当の配置や収集方法・収集先等）の確認を行う。

(3) 安否情報の収集に協力を求める関係機関の把握

市は、安否情報の収集を円滑に行うため、医療機関、諸学校、大規模事業所等安否情報を保有し、収集に協力を求める可能性のある関係機関について、既存の統計資料等に基づいてあらかじめ把握する。

4 被災情報の収集・報告に必要な準備

(1) 情報収集・連絡体制の整備

市は、被災情報の収集、整理及び知事への報告等を適時かつ適切に実施するため、あらかじめ情報収集・連絡に当たる担当者を定めるとともに、必要な体制の整備を図る。

【被災情報の報告様式】

年 月 日に発生した〇〇〇による被害（第 報）							
平成 年 月 日 時 分							
〇〇市							
1 武力攻撃災害が発生した日時、場所（又は地域）							
(1) 発生日時 平成 年 月 日							
(2) 発生場所 〇〇市△△町A丁目B番C号（北緯 度、東経 度）							
2 発生した武力攻撃災害の状況の概要							
3 人的・物的被害状況							
市町村名	人的被害				住家被害		その他
	死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	
			重傷	軽傷			
(人)	(人)	(人)	(人)	(棟)	(棟)		

※ 可能な場合、死者について、死亡地の市町村名、死亡の年月日、性別、年齢及び死亡時の概況を一人ずつ記入してください。

市町村名	年月日	性別	年齢	概況

(2) 担当者の育成

市は、あらかじめ定められた情報収集・連絡に当たる担当者に対し、情報収集・連絡に対する正確性の確保等の必要な知識や理解が得られるよう研修や訓練を通じ担当者の育成に努める。

第6 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努める必要がある。

このため、市における研修及び訓練のあり方について必要な事項を以下のとおり定める。

1 研修

(1) 研修機関における研修の活用

市は、国民保護の知見を有する職員を育成するため、消防大学校、市町村職員中央研修所、県自治研修所、県消防学校等の研修機関の研修課程を有効に活用し、職員の研修機会を確保する。

(2) 職員等の研修機会の確保

市は、職員に対して、国、県、日本赤十字社等が作成する国民保護及び国際人道法等に関する教材や資料等も活用し、多様な方法により研修を行う。

また、県と連携し、消防団員及び自主防災組織のリーダーに対して国民保護措置に関する研修等を行うとともに、国が作成するビデオ教材や国民保護ポータルサイト、eラーニング等も活用するなど多様な方法により研修を行う。

(3) 外部有識者等による研修

市は、職員等の研修の実施に当たっては、消防職員を活用するほか、県、自衛隊、海上保安庁及び警察の職員、学識経験者等を講師に招くなど外部の人材についても積極的に活用する。

2 訓練

(1) 市における訓練の実施

市は、近隣市町、県、国等関係機関と共同するなどして、国民保護措置についての訓練を実施し、武力攻撃事態等における対処能力の向上を図る。

訓練の実施に当たっては、具体的な事態を想定し、防災訓練におけるシナリオ作成等、既存のノウハウを活用するとともに、県警察、海上保安部等、自衛隊等関係機関との連携による、NBC攻撃等により発生する武力攻撃災害への対応訓練、広域にわたる避難訓練、地下への避難訓練等武力攻撃事態等に特有な訓練等について、人口密集地を含む様々な場所や想定で行うとともに、実際に資機材や様々な伝達手段を用いるなど実践的なものとするよう努める。

(2) 訓練の形態及び項目

訓練を計画するに当たっては、実際に人・物等を動かす実動訓練、状況付与に基づいて参加者に意思決定を行わせる図上訓練等、実際の行動及び判断を伴う実践的な訓練となるよう努める。

また、防災訓練における実施項目を参考にしつつ、以下に示す訓練を実施する。

- ① 市対策本部を迅速に設置するための職員の参集訓練及び市対策本部設置運営訓練
- ② 警報・避難の指示等の内容の伝達訓練及び被災情報・安否情報に係る情報収集訓練
- ③ 避難誘導訓練及び救援訓練

(3) 訓練に当たっての留意事項

- ① 国民保護措置と防災上の措置との間で相互に応用が可能な項目については、国民保護措置についての訓練と防災訓練とを有機的に連携させる。
- ② 国民保護措置についての訓練の実施においては、住民の避難誘導や救援等に当たり、自治会・自主防災組織の協力を求めるとともに、特に高齢者、障がい者その他特に配慮を要する者への的確な対応が図られるよう留意する。
- ③ 訓練実施後には、評価を行うとともに、参加者等から意見を聴取するなど、教訓や課題を明らかにし、国民保護計画の見直し作業等に反映する。
- ④ 市は、自治会、自主防災組織などと連携し、住民に対し広く訓練への参加を呼びかけ、訓練の普及啓発に資するよう努め、訓練の開催時期、場所等は、住民の参加が容易となるよう配慮する。
- ⑤ 市は、県と連携し、学校、病院、駅、大規模集客施設、大規模集合住宅、官公庁、事業所その他の多数の者が利用又は居住する施設の管理者に対し、火災や地震等の計画及びマニュアル等に準じて警報の内容の伝達及び避難誘導を適切に行うため必要となる訓練の実施を促す。
- ⑥ 市は、県警察と連携し、避難訓練時における交通規制等の実施について留意する。

第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備えに関して必要な事項について、以下のとおり定める（通信の確保、情報収集・提供体制など既に記載しているものを除く。）。

1 避難に関する基本的事項

(1) 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備する。

※【市対策本部において集約・整理すべき基礎的資料（例）】

- 住宅地図
(※ 人口分布、世帯数、昼夜別の人口のデータ)
- 区域内の道路網のリスト
(※ 避難経路として想定される高速道路、国道、県道、市道等の道路のリスト)
- 輸送力のリスト
(※ 鉄道、バス、船舶等の運送事業者や公共交通機関の保有する輸送力のデータ)
(※ 鉄道網やバス網、保有車両数などのデータ)
- 避難施設のリスト（データベース策定後は、当該データベース）
(※ 避難住民の収容能力や屋内外の別についてのリスト)
- 備蓄物資、調達可能物資のリスト
(※ 備蓄物資の所在地、数量、区域内の主要な民間事業者のリスト)
- 生活関連等施設等のリスト
(※ 避難住民の誘導に影響を与えかねない一定規模以上のもの)
- 関係機関（国、県、民間事業者等）の連絡先一覧、協定
- 自治会、自主防災組織等の連絡先等一覧
(※ 代表者及びその代理の者の自宅及び勤務先の住所、連絡先等)
- 消防機関のリスト
(※ 消防本部の所在地等の一覧、消防団長の連絡先)
(※ 消防機関の装備資機材のリスト)
- 避難行動要支援者の避難支援プラン
- 関係医療機関及び救護班、救護所予定場所のデータベース
- 墓地及び火葬場等のデータベース

(2) 隣接する市町との連携の確保

市は、市町の区域を越える避難を行う場合に備えて、平素から、隣接する市町と想定される避難経路や相互の支援の在り方等について意見交換を行い、また、訓練を行うこと等により、緊密な連携を確保する。

(3) 高齢者、障がい者等避難行動要支援者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障がい者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成する避難支援プランを活用しつつ、避難行動要支援者の避難対策を講じる。

その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部局を中心とした横断的な「避難行動要支援者対策班」を迅速に設置できるよう職員の配置に留意する。

※【避難行動要支援者の避難支援プランについて】

武力攻撃やテロ発生時においても、避難誘導に当たっては、自然災害時と同様、高齢者、障がい者等の避難行動要支援者への配慮が重要であるが、平素から、自然災害時における取組みとして行われる避難行動要支援者の避難支援プランを活用することが重要である。

避難支援プランは、避難行動要支援者の避難を円滑に行えるよう、「要支援者支援に係る全体的な考え方」と「要支援者一人一人に対する個別計画」で構成される。

避難行動要支援者一人一人の避難支援プランを実施するためには、避難行動要支援者情報の把握が不可欠であるが、その方法としては、①同意方式、②手上げ方式、③共有情報方式の3つの方法があり、これらにより取得した情報をもとに一定の条件や考え方に基づき、支援すべき要支援者を特定し、福祉関係部局と防災関係部局が連携の下で、避難行動要支援者各個々人の避難支援プランを策定することとなる（家族構成や肢体不自由の状況、避難支援者や担当している介護保険事業者名などを記載）。

① 高齢者、障がい者等の日常的把握

市は、自らが管理する病院及び社会福祉施設等における入院患者数及び入所者数を把握するとともに、民間が管理する病院等についても、関係団体の協力を得ながら、これらの把握に努めるものとする。

また、市は、個人情報取り扱いに注意しつつ、民生委員・児童委員、訪問介護者、自主防災組織、ボランティア、自治会等の協力を得て、高齢者、障がい者等の状況を把握し、コミュニティファイル等を作成しておくなど、地域コミュニティが一体となって武力攻撃事態等発生時に迅速な対応ができるよう、体制整備に努めるものとする。

② 情報伝達方法の整備

市は、音声情報や文字情報など、高齢者、障がい者等のニーズに応じた複数の情報伝達手段の整備や手話通訳者の確保に努めるものとする。

また、日本語の理解が十分でない外国人に対して、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による情報伝達手段の確保に努めるものとする。

③ 緊急通報システムの整備

市は、高齢者、障がい者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努めるとともに、福祉担当部局と消防本部との連携を図るなど、その的確な運用に努めるものとする。

④ 運送手段の確保等

市は、運送事業者や社会福祉施設等が保有する車両のうち、高齢者、障がい者、傷病者等に配慮した機能を有するものを、あらかじめ把握するものとする。

また、その保有するバス及び福祉用車両など、避難住民の運送に使用できる車両について定めておき、自ら避難することが困難な者の運送手段として優先的に利用

するものとする。

(4) 民間事業者からの協力の確保

市は、避難住民の誘導時における地域の民間事業者の協力の重要性にかんがみ、平素から、これら企業の協力が得られるよう、連携・協力の関係を構築しておく。

(5) 学校や事業所との連携

市は、学校や大規模な事業所における避難に関して、時間的な余裕がない場合においては、事業所単位により集団で避難することを踏まえて、平素から、各事業所における避難の在り方について、意見交換や避難訓練等を通じて、対応を確認する。

2 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。

この場合において、自治会、事業所等の協力を得て、できる限り自治会等又は学校、事業所等を単位として避難住民の誘導を行うとともに、高齢者、障がい者、乳幼児等自ら避難することが困難な者の避難方法について配慮するものとする。

3 救援に関する基本的事項

(1) 市が実施する救援

市は、市長が行うこととされる救援に関する措置については、その責務に照らし、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう必要な事項について定める。

(2) 県との調整

市は、県から救援の一部の事務を委任された場合や県の行う救援を補助する場合にかんがみて、迅速に当該救援に関する措置を行うことができるよう、市が行う救援の活動内容について、自然災害時における市の活動状況等を踏まえ、あらかじめ定めておく。

(3) 基礎的資料の準備等

市は、県と連携して、救援に関する事務を行うために必要な資料を準備するとともに、避難に関する平素の取組みと並行して、関係機関との連携体制を確保する。

4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等

市は、県と連携して、運送事業者の輸送力の把握や輸送施設に関する情報の把握等を行うとともに、避難住民や緊急物資の運送を実施する体制を整備するよう努める。

(1) 運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報の把握

市は、県が保有する当該市の区域の輸送に係る運送事業者の輸送力及び輸送施設に関する情報を共有する。

- 輸送力に関する情報
 - ① 保有車輛等(鉄道、定期・路線バス、船舶等)の数、定員
 - ② 本社及び支社の所在地、連絡先、連絡方法 など
- 輸送施設に関する情報
 - ① 道路 (路線名、起点・終点、車線数、管理者の連絡先など)
 - ② 鉄道 (路線名、終始点駅名、路線図、管理者の連絡先など)
 - ③ 港湾 (港湾名、係留施設数、管理者の連絡先など)
 - ④ ヘリポート (ヘリポート名、滑走路長、管理者の連絡先など) など

(2) 避難候補路及び運送経路の把握と維持管理

市は、武力攻撃事態等の態様に応じて住民の避難や緊急物資の運送を円滑に行うため、県が保有する当該市の区域に係る避難候補路の情報を共有する。

また、道路管理者である市は、避難候補路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、武力攻撃災害発生時に被災した場合には、安全の確保に配慮した上で、迅速な復旧に努めるものとする。

(3) ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、その活用を図り、航空輸送を確保するものとする。(第1編「総論」第4章「市の地理的、社会的特徴」6「空港の状況」の項を参照)

5 避難施設の指定への協力

市は、県が行う避難施設の指定に際しては、施設の収容人数、構造、保有設備等の必要な情報を提供するなど県に協力する。

市は、県が指定した避難施設に関する情報を避難施設データベース等により、県と共有するとともに、県と連携して住民に周知する。

施設管理者である市は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮する。

なお、県計画では、以下のとおり定められている

(1) 避難施設の指定 (国民保護法第148, 149, 184条)

① 避難施設の指定の考え方

知事は、区域の人口、都市化の状況、防災のための避難場所の指定状況等地域の実状を踏まえ、市町と連携しつつ、避難施設の指定を行う。

この場合において、学校、公民館、公園等の公共施設のほか、必要に応じて、企業・団体等の協力を得ながら、民間施設についても指定を行う。

② 避難施設の指定に当たっての留意事項

ア 事態において避難施設に住民を可能な限り受け入れることができるよう、それぞれの施設の収容人数を把握し、一定の地域に避難施設が偏ることのないよう指定するとともに、できるだけ多くの施設の確保に努める。

イ 危険物質等の取扱所に隣接した場所、急傾斜地等に立地する施設は避難施設

として指定しないよう配慮する。

ウ 大都市における住民の避難に当たっては、その人口規模に見合った避難のための交通手段及び受入施設の確保の観点から、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、十分な避難施設の把握及び指定に努める。

エ 避難の形態を踏まえ、その用途に応じた避難施設を指定する。

a 避難所としての避難施設

・避難が比較的長期に及ぶ場合も想定して、学校、公民館、体育館等の施設を指定する。

・物資等の搬入・搬出及び避難住民等の出入りに適した構造を有するとともに、避難住民等の受け入れ又は救援を行うことが可能な構造又は設備を有する施設を指定するよう配慮する。

・高齢者、障がい者等のためのバリアフリー設備の有無を考慮して、指定するよう配慮する。

b 避難スペースとしての避難施設

・応急仮設住宅等の建設用地、救援の実施場所、避難の際の一時集合場所として、公園、広場、駐車場等の施設を指定する。

・車両等による物資の供給や避難が比較的容易な場所にある施設を指定するよう配慮する。

c 一時的な退避場所としての避難施設

・爆風等からの直接の被害を軽減するための一時的な避難場所としてコンクリート造り等の堅ろうな建築物や、地下街、地下駐車場、地下駅舎等の地下施設等を指定する。

・トンネルは一時的な退避場所として活用できると考えられることから、必要に応じて指定することを検討する。

③ 避難施設の指定手続等

知事は、避難施設を指定する場合には、市町の協力を得て施設管理者の同意を文書等により確認する。また、避難施設として指定したとき及び指定を解除したときは、市町を経由してその旨をその施設管理者に対し文書等により通知する。

施設管理者である県及び市町は、当該施設が武力攻撃災害時にも最低限の機能を維持し、避難住民の生活や管理運営が確保できるよう、設備等の整備に配慮するとともに、県は、その他の施設管理者に対し、配慮事項を通知する。

④ 避難施設の廃止、用途変更等

避難施設として指定を受けた施設管理者は、当該施設の廃止又は用途の変更等により、当該施設の避難住民等の受け入れ又は救援の用に供すべき部分の総面積の10分の1以上の面積の増減を伴う変更を加えようとするときは、知事に届け出るものとする。

⑤ 避難施設データベースの共有化

県は、避難施設の指定後は、国の定める避難施設について把握しておくべき標準的な項目に従って、避難施設の情報を整理するとともに、全国的な共有化（避難施設のデータベース化）を図るため、避難施設の情報をもとに国に報告する。また、避難施設の変更があった場合は、定期的に国に報告する。

【避難施設データベースに盛り込むべき標準的項目】

- 24時間避難対応が可能な施設
- 施設の名称
- 施設の所在地（郵便番号／市区町名／町丁目名・番（番地）・号）
- 施設の連絡先（電話／FAX）
- 管理する担当窓口（名称／電話／FAX）
- 収容人員（屋内（人）／屋外（人））
- 避難施設の面積（屋内（㎡）／屋外（㎡））
- 保有設備（トイレ、入浴・シャワー設備、冷暖房設備、障がい者用トイレ、エレベーター、スロープ）
- 構造（コンクリート造・その他、階数）
- 地下の避難が可能な施設
- 災害対策基本法上の避難場所としての指定の有無
- 非常用電源の有無
- 大型車両のアクセスの可否
- 備考（NTT回線以外の通信施設の有無、ヘリコプター離発着可能な場所の有無、除雪機の有無など）

6 一時集合場所の選定

市は、あらかじめ、避難住民の誘導や運送の拠点となるような一時集合場所を指定し、地域住民に周知するものとする。

7 医療体制の整備

(1) 災害救急医療システムの活用

市は、武力攻撃災害発生時において、多数の負傷者等に対する救急医療や避難所・仮設住宅等における医療対策を想定した緊急医療体制の整備をするとともに、災害救急医療システムを活用する。

① 市災害拠点病院

市は、高砂市民病院を地域の基幹病院となる災害拠点病院として、耐震構造で防災設備も備えた拠点病院として整備する。

② 災害医療情報の収集体制の整備

高砂市医師会、救急指定病院等と連携をとり、武力攻撃災害発生時において円滑に医療情報の収集が行えるよう、情報収集体制の整備に努める。

③ 初動医療体制の整備

武力攻撃災害発生時における負傷者等の災害現場からの救出及び医療救護について、その負傷の軽・重の程度（トリアージ）に応じて迅速かつ適切に実施され

るよう、県、高砂市医師会その他の関係機関等の協力を求め、必要な体制の整備を図る。

ア 市救護班の編成計画

武力攻撃災害発生時には必要に応じ、健康管理班・医療部・避難行動要支援者対策班等により市救護班を編成するものとする。

県、高砂市医師会及び日赤兵庫県支部と協議して、災害発生時における迅速な応急医療体制整備に必要な緊急連絡体制及び通信体制の確立に努める。

イ 後方医療体制の拡充・強化

武力攻撃災害発生時における負傷者の同時多発的な発生に対して、迅速かつ適切な救命医療が行われるよう、県その他関係機関に後方医療体制・施設の拡充・強化を要請する。

ウ 応急救護体制の確立

a 機動班

消防本部が組織する救急隊、救助隊で、災害現場における救出・救護を行う。

b 救護班

対策本部の組織における救護班で、救護所において応急措置を行う。

c 救護所

武力攻撃災害発生時に医療応急措置を行う施設として設置する。

名 称	場 所	管 轄 区 域
文化保健センター	高砂町朝日町 1-2-1	法華山谷川以東
竜山中学校	松陽 3-1	法華山谷川以西

d 後方医療施設

救護所では対応困難な重症者等の治療・処置を行う災害拠点病院の高砂市民病院等をいう。

エ 医師会等との連携強化

高砂市医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等との協力協定締結を推進し、災害時においてはそれぞれの専門的技術の提供を依頼する。

④ 災害医療情報ネットワークの形成

県は、災害救急医療情報指令センターをキーステーションに、兵庫県広域災害・救急医療情報システム専用のインターネット回線や衛星通信等、複数の通信手段を採用した情報通信ネットワークを活用するとともに、広域災害・救急医療情報システム等を活用し、一次及び二次救急医療機関、災害拠点病院、消防機関等による情報ネットワークを形成することとされている。

⑤ 救急搬送システムの整備

県は、災害救急医療情報指令センター等が搬送機関へ迅速かつ的確に、兵庫県広域災害・救急医療情報システム等により把握した情報の提供や搬送等の指示・要請ができる体制を整備するとともに、防災関係機関と連携し、ヘリコプター等による搬送体制や災害拠点病院等でのヘリポート、SCU（航空搬送拠点臨時医療施設）、DMA Tカーの整備促進等に努める。

⑥ 災害救急医療システムの充実

市は、各二次保健医療圏域における災害救急医療体制の充実・強化を図るとともに、二次保健医療圏域ごとに、医療機関相互の応援体制や発災直後の医療対応

の具体的手順、救護所予定場所の設定や医薬品及び飲料水等の備蓄及び市単位の拠点医療機関から災害拠点病院への患者転送の流れ等の災害救急医療マニュアルを定め、特に初動期に迅速に対応できる体制を整備するものとする。

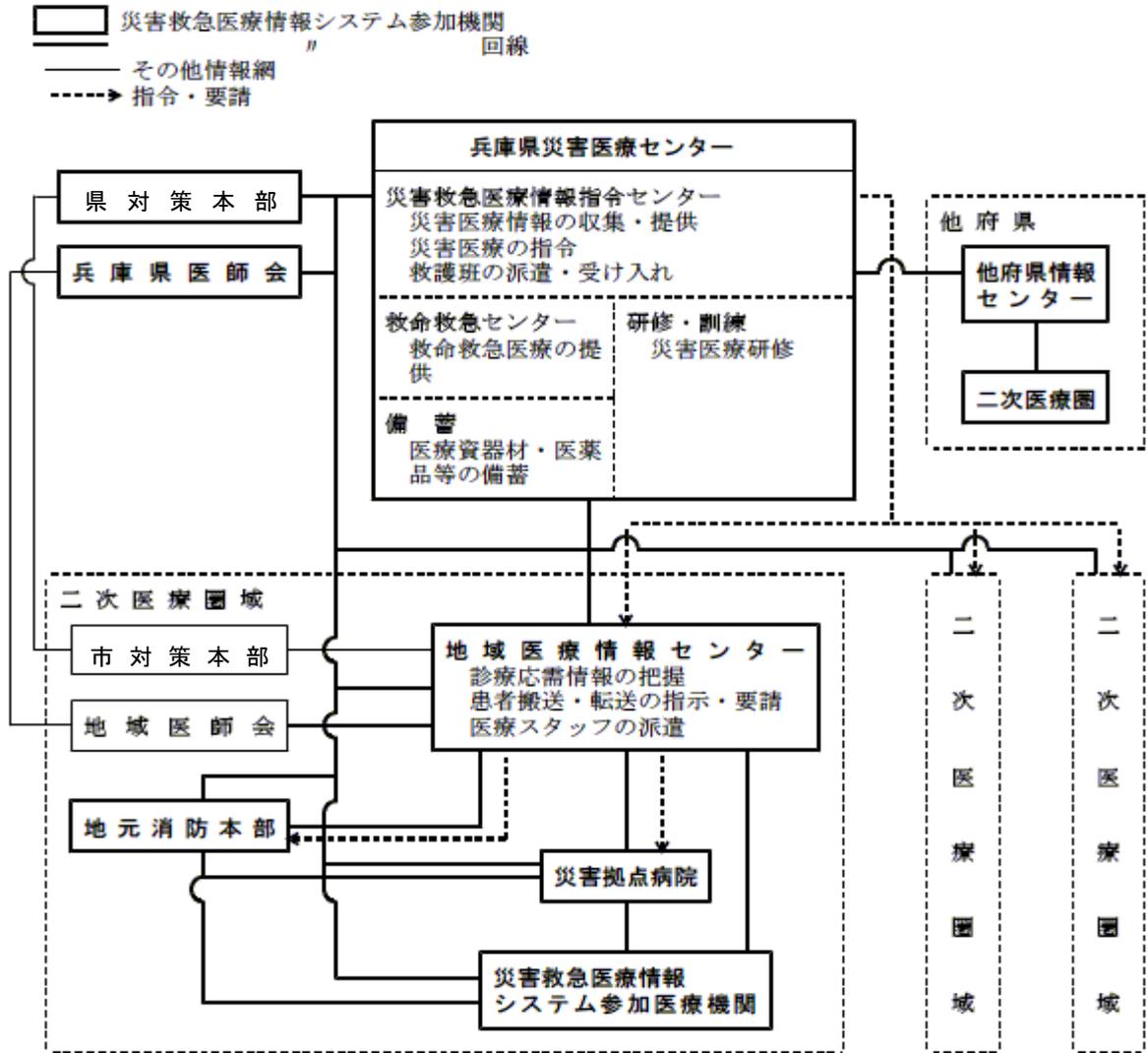
⑦機動性のある医療チーム（兵庫県DMAT等の整備）

ア 県は、兵庫DMAT指定病院のDMAT（以下、「兵庫DMAT」という。）の運用方法を定めるとともに、通信用機器、医療資機材などの資機材の整備を促進するとともに訓練を実施することとする。

イ 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに兵庫DMAT等の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。

ウ 県は、災害拠点病院の医師・各地域の医療関係者等に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による兵庫DMAT等の派遣、被災患者の搬送先や兵庫DMAT及び救護班（以下「救護班」という。）の派遣及び受入調整、地域医療情報センター等、関係機関との連携により災害医療の確保を図る役割を担わせることとする。

【災害救急医療システム概念図】



⑦ 兵庫県災害医療センターの活用

災害医療センターは、後方支援病院となる神戸赤十字病院とともに、基幹災害拠点病院となり、共同で患者受入れ、救護班派遣等を行うこととされている。

【機能・役割】

	兵庫県災害医療センター		神戸赤十字病院
	病院機能	病院以外の機能	
平時	1 救命救急センターとして、3次救命救急医療を提供 2 ドクターカーによる患者搬送	1 災害救急医療情報指令センターを設置し、救急医療情報の収集・提供、救急救命士に対する特定行為の指示 2 災害時に備えた医薬品等の備蓄 3 医療従事者を対象にした災害医療に関する研修の実施 4 NGO、医療機関、教育機関等との連携	1 地域医療の提供 2 災害医療センターでの救命救急処置終了後の患者受入れ 3 2次救急医療の提供
災害時 武力攻撃	1 被災地からの重症患者等の受入れ 2 30床から100床に増床 3 救護班の派遣	災害医療情報の収集・提供、医療機関や搬送機関への患者の受入れ、搬送、救護班派遣等の指示・要請	1 被災地からの患者の受入れ 2 310床から500床に増床 3 救護班の派遣

⑧ 県災害拠点病院の整備

県及び災害拠点病院（県下10の二次保健医療圏域に基幹災害医療センターを含めた18病院）の開設者は、各災害拠点病院について、耐震強化を図るとともに、備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート等の施設・設備整備を推進することとされている。

【県災害拠点病院】

区分	圏域名	病 院 名	開設者	備 考
基 幹	全 県	兵庫県災害医療センター 神戸赤十字病院	兵庫県 日本赤十字社	救命救急センター (災害医療センター)
地 域	神 戸	神戸大学医学部附属病院	国立大学法人	
		神戸市立医療センター中央市民病院	地方独立行政法人 神戸市民病院機構	救命救急センター
	阪神南	兵庫医科大学病院	学校法人	救命救急センター
		県立西宮病院	兵庫県	救命救急センター
		県立尼崎総合医療センター	兵庫県	救命救急センター
	阪神北	宝塚市立病院	宝塚市	
	東播磨	県立加古川医療センター	兵庫県	救命救急センター
	北播磨	西脇市立西脇病院	西脇市	
	中播磨	県立姫路循環器病センター	兵庫県	救命救急センター
		姫路赤十字病院	日本赤十字社	
		姫路医療センター	独立行政法人 国立病院機構	
	西播磨	赤穂市民病院	赤穂市	
	但 馬	公立豊岡病院	公立豊岡病院組合	救命救急センター
		公立八鹿病院	公立八鹿病院組合	
丹 波	県立柏原病院	兵庫県		
淡 路	県立淡路医療センター	兵庫県	救命救急センター	

(2) 医療の要請方法等

県は、医療関係団体等に対し救護班の派遣要請など、適切な医療の実施を要請する方法をあらかじめ定める。この場合において、医療関係団体の協力を得て、NBC攻撃に伴う特殊な医療の実施が可能な医療関係者の把握に努めることとされている。

8 生活関連等施設の把握等

(1) 生活関連等施設の把握等

市は、その区域内に所在する生活関連等施設について、県を通じて把握するとともに、県との連絡態勢を整備する。

また、市は、「生活関連等施設の安全確保の留意点について」（平成17年8月

29日閣副安危第364号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官通知）に基づき、その管理に係る生活関連等施設の安全確保措置の実施のあり方について定める。

① 生活関連等施設の定義（法102I）

生活関連等施設とは、次のいずれかに該当する施設であって、政令で定めるものをいう。

ア 国民生活に関連を有する施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの（発電所、浄水施設等）

イ その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（危険物質の貯蔵施設等）

※【生活関連等施設の種類及び所管省庁】

国民保護法施行令	各号	施設の種類	所管省庁名
第27条	1号	発電所（最大出力5万Kw以上）、変電所（使用電圧10万V以上）	経済産業省
	2号	ガス工作物（ガス発生設備、ガスホルダー、ガス精製設備に限り簡易ガス事業用を除く）	経済産業省
	3号	取水施設、貯水施設、浄水施設、配水池（供給能力10万m ³ /1日以上）	厚生労働省
	4号	鉄道施設、軌道施設（平均利用者数10万人/1日以上）	国土交通省
	5号	電気通信事業用交換設備	総務省
	6号	放送用無線設備（NHK等の国内向けの放送であって、地上にあるもののうち、中継局を除くいわゆる親局の無線設備）	総務省
	7号	水域施設、係留施設	国土交通省
	8号	滑走路等、旅客ターミナル施設、航空保安施設	国土交通省
	9号	ダム（土砂の流出を防止し、及び調整するため設けるダム及び基礎地盤から堤頂までの高さが15m未満のダムを除く）	国土交通省 農林水産省
第28条	1号	危険物の取扱所	総務省消防庁
	2号	毒物劇物営業者の取扱所、特定毒物研究者の取扱所、毒物劇物を業務上取扱う者の取扱所	厚生労働省
	3号	火薬類の製造所、火薬庫	経済産業省
	4号	高压ガスの製造施設、貯蔵施設	経済産業省
	5号	核燃料物資使用施設、試験研究用原子炉、加工施設、実用原子力発電所、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物管理施設、廃棄物埋設施設	原子力規制委員会
	6号	核原料物質使用施設、製錬施設	原子力規制委員会
	7号	放射性同位元素使用事業者の取扱所、表示付認証機器使用事業者の取扱所、放射性同位元素廃棄業者	原子力規制委員会
	8号	薬局、一般販売業の店舗、毒薬劇薬の製造業者等	厚生労働省 農林水産省
	9号	LNGタンク、発電機冷却用水素ポンプ、脱硝用アンモニアタンク	経済産業省
	10号	生物剤、毒素の取扱所	各省庁（主務大臣）
	11号	毒性物質の取扱所	経済産業省

(2) 生活関連等施設の安全確保の留意点の周知等

① 施設管理者に対する安全確保の留意点の通知

県は、生活関連等施設の管理者に対し、生活関連等施設に該当する旨及び所管省庁が生活関連等施設の種類ごとに定めた安全確保の留意点（以下「安全確保の留意点」という。）を通知するとともに、県警察及び海上保安部長等と協力し、

生活関連等施設の管理者に対して施設の安全確保の留意点を周知し、併せて関係機関と施設の管理者との連絡網を整備する。この場合において、県は、事業者と協議の上、施設管理の実態に応じた連絡網を構築するよう定められている。

② 施設管理者に対する要請

県は、生活関連等施設の管理者に対し、安全確保の留意点を踏まえ、既存のマニュアル等を活用しつつ、資機材の整備、巡回の実施など武力攻撃事態等における安全確保措置について定めるよう要請を行うものとされている。この場合において、施設の管理者は、その自主的な判断に基づき、安全確保措置について定めることに留意するものとする。

③ 施設管理者に対する助言

県警察は、市長若しくは生活関連等施設の管理者の求めに応じ、又は生活関連等施設の周辺状況、治安情勢等を勘案し、自ら必要があると認めるときは、安全確保措置の実施に関し必要な助言を行うものとされている。

(3) 市が管理する公共施設等における警戒

市は、その管理に係る公共施設、公共交通機関等について、特に情勢が緊迫している場合等において、必要に応じ、生活関連等施設の対応も参考にして、県の措置に準じて警戒等の措置を実施する。この場合において、県警察及び海上保安部等との連携を図る。

【予防対策の例】

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 庁内の緊密な情報連携2 庁舎内における不審物の有無の点検<ol style="list-style-type: none">(1) 庁舎内の巡回点検(2) 登庁時及び退庁時の執務室内の点検(3) 不審物発見時の警察等への通報(4) 退庁時の施錠徹底3 その他管理施設等の警戒態勢及び不審な事案等に係る連絡体制の徹底 |
|--|

第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市が備蓄、整備する国民保護措置の実施に必要な物資及び資材について、以下のとおり定める。

1 市における備蓄

(1) 防災のための備蓄との関係

住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材については、従来の防災のために備えた物資や資材と共通するものが多いことから、可能であるものについては、原則として、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねるとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資及び資材について、備蓄し、又は調達体制を整備する。

(2) 国民保護措置の実施のために必要な物資及び資材

国民保護措置の実施のため特に必要となる化学防護服や放射線測定装置等の資機材については、国がその整備や整備の促進に努めることとされ、また、安定ヨウ素剤や天然痘ワクチン等の特殊な薬品等のうち国において備蓄・調達体制を整備することが合理的と考えられるものについては、国において必要に応じて備蓄・調達体制の整備等を行うこととされており、市としては、国及び県の整備の状況等も踏まえ、県と連携しつつ対応する。

【国民保護措置のために特に必要な物資及び資材の例】

安定ヨウ素剤、天然痘ワクチン、化学防護服、放射線測定装置、放射性物質等による汚染の拡大を防止するための除染器具 など

(3) 県との連携

市は、国民保護措置のために特に必要となる物資及び資材の備蓄・整備について、県と密接に連携して対応する。

また、武力攻撃事態等が長期にわたった場合においても、国民保護措置に必要な物資及び資材を調達することができるよう、他の市町村等や事業者等との間で、その供給に関する協定をあらかじめ締結するなど、必要な体制を整備する。

2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等

(1) 施設及び設備の整備及び点検

市は、国民保護措置の実施も念頭におきながら、その管理する施設及び設備について、整備し、又は点検する。

(2) ライフライン施設の機能の確保

市は、その管理する上下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等

による代替性の確保に努める。

(3) 復旧のための各種資料等の整備等

市は、武力攻撃災害による被害の復旧の的確かつ迅速な実施のため、地籍調査の成果、不動産登記その他土地及び建物に関する権利関係を証明する資料等について、既存のデータ等を活用しつつ整備し、その適切な保存を図り、及びバックアップ体制を整備するよう努める。

第4章 国民保護に関する啓発

武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発のあり方について必要な事項を、以下のとおり定める。

1 国民保護措置に関する啓発

(1) 啓発の方法

市は、国及び県と連携しつつ、住民に対し、広報誌、パンフレット、テレビ、インターネット等の様々な媒体を活用して、国民保護措置の重要性について継続的に啓発を行うとともに、住民向けの研修会、講演会等を実施する。また、高齢者、障がい者、外国人等に対しては、点字や外国語を使用した広報媒体を使用するなど実態に応じた方法により啓発を行う。

(2) 防災に関する啓発との連携

市は、啓発の実施に当たっては、防災に関する啓発とも連携し、消防団及び自主防災組織の特性も活かしながら住民への啓発を行う。

(3) 学校における教育

市教育委員会は、県教育委員会の協力を得て、児童生徒等の安全の確保及び災害対応能力育成のため、市立学校において、安全教育や自他の生命を尊重する精神、ボランティア精神の養成等のための教育を行う。

2 武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発

(1) 住民がとるべき対処等の啓発

市は、武力攻撃災害の兆候を発見した場合の市長等に対する通報義務、不審物等が発見した場合の管理者に対する通報等について、啓発資料等を活用して住民への周知を図る。

また、市は、弾道ミサイル攻撃時における全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達およびとるべき避難行動や、地域においてテロが発生した場合などに住民がとるべき対処についても、国が作成する各種資料を防災に関する行動マニュアルなどと併せて活用し、住民に対し平素から周知に努める。

また、市は、日本赤十字社、県、消防機関などとともに、傷病者の応急手当について普及に努める。

(2) 各事業所がとるべき対処等の啓発

平日昼間に事態が発生した場合は、各事業所単位で適切な行動をとる必要があることから、市は、県と連携して、各事業所等に対する啓発にも努める。